

公募型プレミアム付商品券等発行支援事業募集要項

《プレミアム付商品券事業》

1 補助の目的

地域住民の消費意欲の喚起と地域を支える地元商工業者の発展のために、自主的にプレミアム付商品券等（以下「商品券等」と言う。）を発行する事業者に対し、公募型プレミアム付商品券等発行支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき補助を行うことで、地域内経済の活性化及び好循環を目的とする。

2 補助対象となる事業

以下の要件を全て満たしプレミアム付商品券等を発行する事業とする。

- (1) 10%以上のプレミアム金額を付加した商品券を発行すること。
- (2) 発行額（プレミアム分を除く）は500万円以上であること。
- (3) 20店舗以上の加盟店を組織すること。但し、中心市街地活性化基本計画に定める区域内（以下「中心市街地」という。）において事業を実施する場合は10店舗以上とする（要綱第4条第1項）。
- (4) 前号に定める加盟店の70%以上が市内に本社を持つ中小企業であること。但し、中心市街地において事業を実施する場合は50%以上とする（要綱第4条第1項）。
- (5) 第4号に定める加盟店には、本社所在地が岩見沢市外である大型店を含まないこと（要綱第4条第1項）。

3 事業の期間

市が補助決定をした日から平成31年2月28日（木）までとする（要綱第4条第2項）。

商品券等の利用期間は、上記事業期間のうち連続する6か月以内とし、同期間内に商品券等の事業効果を高めるためのイベント等独自行事を1回以上実施すること（要綱第4条第3項）。

4 補助金対象経費・補助率・補助上限額

(1) 補助対象経費及び補助金の額は、要綱第5条及び第6条に定めるとおりとする（下表参照）。

区分	補助金の額	
(1) プレミアム分	プレミアム金額の全額 (プレミアム率10%分を上限とする) ※千円未満の端数は切捨て	
(2) 事務費	商品券の販売額に応じ、次の表のとおりとする。	
	商品券販売額	補助金額
	1,500万円以下	商品券販売額の4%
	3,000万円以下	商品券販売額の3%（下限60万円）
	3,000万円超	商品券販売額の2%（下限90万円・上限200万円）
※自己資金によりプレミアム率を5%以上上乗せする場合は、上表の補助金額を1.5倍にする。 ※1万円未満の端数は切捨て		

(2) プレミアム分に係る補助上限額は要項第 6 条第 2 項に定めるとおりとする（下表参照）。

条 件	補助上限額
加盟店数が 30 店舗未満	1,000 千円
加盟店数が 200 店舗未満	3,000 千円
加盟店数が 200 店舗以上	予算の範囲内で市長が定める

5 効果測定

消費者（商品券等の使用者）に対し効果測定を行うこと（要綱第 4 条第 4 項）。

(1) 実施方法

消費者による調査票の記入による。調査票の配付及び回収方法については補助事業者によるものとする。

(2) 測定結果の報告

補助事業者において消費効果測定結果報告書（様式第 10 号）により取りまとめ、事業終了後の実績報告に併せて提出すること。なお、測定に必要な回答数等、詳細については別途通知するものとする。

6 応募方法

(1) 申込に必要な書類

- ①公募型プレミアム付商品券等発行支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ②企画書（様式第 2 号）
- ③事業予算書（様式第 3 号）
- ④加盟予定店名簿（様式第 4 号）
- ⑤資金計画書（岩見沢市補助金等交付規則第 6 号様式）
- ⑥事業スケジュール（任意様式）
- ⑦直近の決算書
- ⑧登記事項証明書または規約

(2) 提出部数 正本 1 部、副本 6 部

(3) 提出期限 平成 30 年 5 月 11 日（金） 17 時 30 分

(4) 提出場所 〒068-8686

岩見沢市鳩が丘 1 丁目 1 番 1 号 岩見沢市役所 2 階 ⑨番窓口
岩見沢市経済部 商工労政課商工労政係

(5) 留意事項

- ①企画書は、別途定める「企画書作成要領」に基づき作成すること。
- ②上記に定めるものの他、市長が必要と認める書類を提出させる場合がある。

7 質問及び回答

質問は質問書（様式第 5 号）の提出により行うこと。口頭による質問は受け付けない。

(1) 質問書の提出

①提出期限 平成 30 年 4 月 27 日（金） 17 時 30 分

持参する場合は、土・日曜、祝日を除く各日の 9 時 00 分から 17 時 30 分まで

- ②提出場所 岩見沢市経済部 商工労政課商工労政係
- ③提出方法 持参、郵送、FAX、Eメールで提出すること。
郵送、FAXの場合は提出期限までに必着のこと。

(2) 質問書の回答

質問に対する回答は、平成30年5月7日(月)までに、市公式ホームページに掲載する。

8 プレゼンテーション

上記提出期限までに申込書を提出した事業者は、市長の定める日程によりプレゼンテーションを実施すること。

- (1) 実施期間 平成30年5月17日(木)～5月22日(火)
- (2) 実施場所 岩見沢市役所3階 第1会議室
- (3) 説明内容 企画書について
- (4) 時間配分 1事業者あたり30分(説明時間20分、質疑10分)

9 審査

(1) 審査委員会の設置

申込者のうち、経済効果の高い事業を採択するために、市長は「公募型プレミアム付商品券等発行支援事業審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(2) 採択の方法

提出された企画書と申込者によるプレゼンテーションの内容を、審査委員会において「公募型プレミアム付商品券等発行支援事業審査要領」に基づき審査を行い、点数が最も高かった者から順に、予算に充つるまで採択する。

なお、採択の際に補助金交付決定額が補助金交付申請額を下回る場合がある。

(3) 審査結果

審査委員会における審査終了後、結果を全ての参加者に文書で通知する。

10 制限事項

- (1) プレミアム付商品券事業の申込者は、プレミアム付建設券事業に申し込むことは出来ない。
また、申込者が異なっている場合であっても、構成員または加盟店の3分の2以上が重複している組織は同様とする。
- (2) 商品券等の使用対象外品目は以下のとおりとする。
 - ①換金性の高いもの(金券(お米券、ビール券、図書券、ギフト券など)、プリペイドカード、切手、印紙、ハガキ、宝くじ等)
 - ②たばこ
 - ③指定ごみ袋
 - ④国や地方公共団体への支払(税金等の支払)、公共料金の支払
 - ⑤医療費の支払い(保険対象外診療を含む)
 - ⑥出資や債務の支払い
 - ⑦事業に供する支払い(売掛金等の支払い)

- ⑧工事を伴うものに対する支払い
- ⑨その他市長が指定するもの
- (3) 商品券等には次の事項を記載すること
 - ①商品券等の名称
 - ②発行者名
 - ③管理番号
 - ④金額（額面金額）
 - ⑤利用期間
 - ⑥商品券等の使用が出来ないもの
 - ⑦紛失や盗難に係る免責事項
- (4) 商品券等には以下の防犯措置を講じること。
 - ①偽造防止を施すこと。
 - ②換金済み商品券等には、不正使用対策のために発行者において廃棄処理を行うこと。
- (5) 補助事業の経費の収支を明確にするため、専用の帳簿・通帳を用意し、通常の経理と分離して整理・処理すること。また、経理については事実を明確にした証拠書類を整理すること。
- (6) 事業期間中は、毎月末の遂行状況を翌月 10 日までに様式第 6 号により報告すること。

11 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は、岩見沢市経済部内及び審査委員会での使用に限って必要に応じ複写する。なお、提出された書類は返却しない。
- (2) 企画の内容については、申込者の承諾なしには利用することはない。

12 問い合わせ先

〒068-8686

岩見沢市鳩が丘 1 丁目 1 番 1 号 岩見沢市役所 2 階 ⑨番窓口

岩見沢市経済部 商工労政課商工労政係（担当 高瀬）

TEL:0126-23-4111（内線 272）

FAX:0126-32-0135

E-Mail:shou-rou@i-hamanasu.jp

13 その他

- (1) 参加申込み後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の岩見沢市との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) この要項に定めのない事項は、市長が別に定める。